

参考資料

令和3年7月2日

令和3年第2回神奈川県議会定例会

厚生常任委員会資料

(令和3年6月25日付託分)

附属資料

福祉子どもみらい局

目 次

ページ

1	婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	1
2	地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	2
3	福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	3
4	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	4
5	指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	5
6	指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	7
7	指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	8
8	指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例 新旧対照表	11
9	障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	12
10	障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	13
11	保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例 新旧対照表	14

1 婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 2 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 1 条～第11条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第12条 婦人保護施設は、婦人相談所（売春防止法第34条に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）、福祉事務所（社会福祉法第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。）、都道府県警察、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）<u>第 6 条第 6 項</u>に規定する母子・父子福祉団体をいう。）、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員（売春防止法第35条に規定する婦人相談員をいう。）、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p> <p>第13条～第17条 (略) (電磁的記録)</p> <p>第18条 婦人保護施設は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>第 1 条～第11条 (略) (関係機関との連携)</p> <p>第12条 婦人保護施設は、婦人相談所（売春防止法第34条に規定する婦人相談所をいう。以下同じ。）、福祉事務所（社会福祉法第14条に規定する福祉に関する事務所をいう。）、都道府県警察、母子・父子福祉団体（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）<u>第 6 条第 6 号</u>に規定する母子・父子福祉団体をいう。）、公共職業安定所、職業訓練施設その他の関係機関及び婦人相談員（売春防止法第35条に規定する婦人相談員をいう。）、母子・父子自立支援員（母子及び父子並びに寡婦福祉法第 8 条に規定する母子・父子自立支援員をいう。）、民生委員、児童委員、保護司その他の関係者と密接に連携しなければならない。</p> <p>第13条～第17条 (略)</p> <p>(新設)</p>

2 地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 6 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 1 条～第 21 条 （略） <u>（電磁的記録等）</u></p> <p>第 22 条 地域活動支援センター及びその職員は、この条例の規定による記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 地域活動支援センター及びその職員は、この条例の規定による説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>第 1 条～第 21 条 （略）</p> <p><u>（新設）</u></p>

3 福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 12 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第 1 条～第19条 (略) (電磁的記録等)</p> <p>第20条 福祉ホーム及びその職員は、この条例の規定による記録、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p> <p>2 福祉ホーム及びその職員は、この条例の規定による説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、当該説明等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	<p>第 1 条～第19条 (略)</p> <p>(新設)</p>

4 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 5 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章～第 14 章 （略） 第 15 章 雑則（第 112 条） 附則</p> <p>第 1 条～第 80 条 （略） （職員）</p> <p>第 81 条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第 1 項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、<u>第 1 項各号に掲げる施設及び場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める職員</u> <u>を置かないことができる。</u></p> <p>6～12 （略）</p> <p>第 82 条～第 111 条 （略） 第 15 章 雑則 （電磁的記録）</p> <p>第 112 条 児童福祉施設及びその職員は、この条例の規定による記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>目次 第 1 章～第 14 章 （略） 附則</p> <p>第 1 条～第 80 条 （略） （職員）</p> <p>第 81 条 （略） 2～4 （略）</p> <p>5 主として難聴児を通わせる福祉型児童発達支援センターには、第 1 項に規定する職員及び言語聴覚士を置かなければならない。ただし、<u>児童 40 人以下を通わせる施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。</u></p> <p>6～12（略）</p> <p>第 82 条～第 111 条 （略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

5 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 7 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章～第 7 章（略） <u>第 8 章 雑則（第 93 条）</u> <u>附則</u></p> <p>第 1 条～第 5 条（略） （従業者の員数）</p> <p>第 6 条（略） 2～4（略）</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び前 2 項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第 7 条（略） 2～6（略）</p> <p>7 第 1 項第 2 号ア、<u>第 4 項第 1 号及び次項</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8（略）</p> <p>第 8 条～第 72 条（略） （従業者の員数）</p> <p>第 73 条（略） 2～4（略）</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び前 2 項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第 74 条～第 92 条（略） <u>第 8 章 雑則</u> <u>（電磁的記録等）</u></p> <p><u>第 93 条 指定障害児通所支援事業者等及びその</u> <u>従業者は、この条例の規定による作成、保存</u> <u>その他これらに類するもののうち、この条例</u> <u>において書面（書面、書類、文書、謄本、抄</u> <u>本、正本、副本、複本その他文字、図形等人</u> <u>の知覚によって認識することができる情報が</u> <u>記載された紙その他の有体物をいう。以下こ</u> <u>の条において同じ。）で行うことが規定さ</u> <u>れ、又は想定されるもの（第 14 条第 1 項（第</u> <u>55 条の 5、第 59 条、第 71 条、第 78 条、第 78</u> <u>条の 2、第 81 条、第 81 条の 9 及び第 89 条に</u> <u>おいて準用する場合を含む。）</u>、第 18 条（第 55 条の 5、第 59 条、第 71 条、第 78 条、第 78 条の 2、第 81 条、第 81 条の 9 及び第 89 条に おいて準用する場合を含む。）及び次項に規 定するものを除く。）については、書面に代 えて、当該書面に係る電磁的記録（電子の方</p>	<p>目次 第 1 章～第 7 章（略） <u>附則</u></p> <p>第 1 条～第 5 条（略） （従業者の員数）</p> <p>第 6 条（略） 2～4（略）</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び第 2 項の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第 7 条（略） 2～6（略）</p> <p>7 第 1 項第 2 号ア及び<u>第 4 項第 1 号</u>の指定児童発達支援の単位は、指定児童発達支援であって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>8（略）</p> <p>第 8 条～第 72 条（略） （従業者の員数）</p> <p>第 73 条（略） 2～4（略）</p> <p>5 第 1 項第 1 号及び第 2 項の指定放課後等デイサービスの単位は、指定放課後等デイサービスであって、その提供が同時に 1 又は複数の障害児に対して一体的に行われるものをいう。</p> <p>6～8（略）</p> <p>第 74 条～第 92 条（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正	現 行
<p><u>式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 指定障害児通所支援事業者等及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は通所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該通所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	

6 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 8 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章～第 3 章（略） 第 4 章 雑則（第 59 条） 附則 第 1 条～第 58 条（略） 第 4 章 雑則 （電磁的記録等）</p>	<p>目次 第 1 章～第 3 章（略） 附則 第 1 条～第 58 条（略） （新設）</p>
<p>第 59 条 指定障害児入所施設等及びその従業者 は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第 11 条（第 58 条において準用する場合を含む。）、第 15 条第 1 項（第 58 条において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 指定障害児入所施設等及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が障害児又は入所給付決定保護者である場合には当該障害児又は当該入所給付決定保護者に係る障害児の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	

7 指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年神奈川県条例第9号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第1章～第17章（略） 第18章 雑則（第209条） 附則 第1条～第207条（略） （準用） 第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第208条第1項において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費（法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費をいう。以下同じ。）」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第208条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第60条第8項中「6月」とあるのは「6月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるの</p>	<p>目次 第1章～第17章（略） 附則 第1条～第207条（略） （準用） 第208条 第10条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第21条、第24条第2項、第29条、第34条の2、第36条の2から第42条まで、第59条から第62条まで、第68条、第70条から第72条まで、第76条、第77条、第83条、第88条から第90条まで、第91条（第10号を除く。）及び第92条から第94条までの規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第208条第1項において準用する第91条に規定する重要事項に関する規程」と、第16条中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費（法第30条第1項に規定する特例訓練等給付費をいう。以下同じ。）」と、第21条第2項中「次条第1項から第3項まで」とあるのは「第208条第2項において読み替えて準用する第84条第2項及び第3項、第208条第3項及び第5項において読み替えて準用する第146条第2項及び第3項並びに第208条第4項において読み替えて準用する第157条第2項及び第3項」と、第37条第3項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第42条中「指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業ごとに、その会計を」と、第59条第1項中「次条第1項」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する次条第1項」と、同項、第60条第1項、第2項及び第4項から第8項まで並びに第77条第2項第1号中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、3月）」と、第61条中「前条」とあるのは「第208条第1項において読み替えて準用する前条」と、第77条第2項第2号中「第55条第1項」とあるの</p>

改 正	現 行
<p>は「第208条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第208条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「<u>特例介護給付費又は特例訓練等給付費</u>」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p style="text-align: center;">第18章 雑則</p> <p>(電磁的記録等)</p> <p><u>第209条 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第11条第1項（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第95条、第95条の5、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第15条（第44条第1項及び第2項、第44条の4、第49条第1項及び第2項、第78条、第95条、第95条の5、第110条、第110条の4、第123条、第149条、第149条の4、第159条、第159条の4、第172条、第185条、第190条、第194条、第194条の12、第194条の20、第201条、第201条の11、第201条の22並びに前条第1項において準用する場合を含む。）、第54条第1項、第104条第1項（第110条の4において準用する場合を含む。）、第198条の3第1項（第201条の11及び第201条の22において準用する場合を含む。）及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p>2 指定障害福祉サービス事業者及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例にお</p>	<p>は「第208条第1項において準用する第20条第1項」と、同項第3号中「第67条」とあるのは「第208条第1項において準用する第90条」と、同項第4号から第6号までの規定中「次条」とあるのは「第208条第1項」と、第90条第2号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「<u>特例介護給付費</u>」と、第94条第1項中「前条」とあるのは「第208条第1項において準用する前条」と読み替えるものとする。</p> <p>2～5 略</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(新設)</p>

改 正	現 行
<p>いて書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	

8 指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 10 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） 第 3 章 雑則（第 62 条） 附則 第 1 条～第 61 条（略） 第 3 章 雑則 （電磁的記録等） 第 62 条 指定障害者支援施設及びその従業者</p>	<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） 附則 第 1 条～第 61 条（略） （新設） （新設）</p>
<p>は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（第 12 条第 1 項、第 16 条及び次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	
<p>2 指定障害者支援施設及びその従業者は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	

9 障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 11 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章～第 9 章 （略） 第 10 章 雑則（第 91 条） 附則 第 1 条～第 90 条 （略） 第 10 章 雑則 （電磁的記録等）</p>	<p>目次 第 1 章～第 9 章 （略） 附則 第 1 条～第 90 条 （略） （新設）</p>
<p>第 91 条 障害福祉サービス事業者及びその職員 は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>（新設）</p>
<p>2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁氣的 method 其他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</p>	

10 障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 13 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） <u>第 3 章 雑則（第 46 条）</u> <u>附則</u> 第 1 条～第 45 条（略） 第 3 章 雑則 （電磁的記録等）</p>	<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） <u>附則</u> 第 1 条～第 45 条（略） <u>（新設）</u></p>
<p><u>第 46 条 障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p> <p><u>2 障害者支援施設及びその職員は、この条例の規定による交付、説明、同意、締結その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例において書面で行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方が利用者である場合には当該利用者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。</u></p>	<p><u>（新設）</u></p>

11 保護施設等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 25 年神奈川県条例第 3 号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） 第 3 章 <u>雑則（第38条）</u> <u>附則</u></p> <p>第 1 条～第 7 条（略） <u>（就業環境の整備）</u></p> <p>第 7 条の 2 <u>救護施設等は、利用者に対し適切な処遇を行う観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。</u> <u>（業務継続計画の策定等）</u></p> <p>第 7 条の 3 <u>救護施設等は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する処遇を継続的に行うため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。</u></p> <p>2 <u>救護施設等は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施しなければならない。</u></p> <p>3 <u>救護施設等は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。</u> <u>（非常災害対策）</u></p> <p>第 8 条（略） 2（略）</p> <p>3 <u>救護施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。</u> <u>（衛生管理等）</u></p> <p>第 9 条（略） 2 救護施設等は、当該救護施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>当該救護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。</u></p> <p>(2) <u>当該救護施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。</u></p>	<p>目次 第 1 章・第 2 章（略） <u>附則</u></p> <p>第 1 条～第 7 条（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（非常災害対策）</u></p> <p>第 8 条（略） 2（略） <u>（新設）</u></p> <p><u>（衛生管理等）</u></p> <p>第 9 条（略） 2 救護施設等は、当該救護施設等において感染症_____が発生し、又はまん延しないように<u>必要な措置を講ずるよう努めなければならない。</u> <u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>

改 正	現 行
<p>(3) <u>当該救護施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的を実施すること。</u></p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第37条 (略)</p> <p>第3章 雑則 (電磁的記録)</p> <p>第38条 <u>救護施設等は、この条例の規定による作成、保存その他これらに類するものうち、この条例において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定され、又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>第10条～第37条 (略) (新設)</p> <p>(新設)</p>